

防犯灯について

[設置可能]

- ◎ 原則として東京電力柱または、NTT 柱（以下「電柱」という。）への共架方式で設置。
(ただし、NTT 柱は、設置することが難しいため、要望が通るのが厳しい)
- ◎ 設置間隔は 1 本おきに約 3 5 m 以上のもの。
(ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。)
- ◎ 不特定多數の者が通行する道路。
 - ※ 設置箇所の可否の決定：1月頃（予算及び既存防犯灯設置状況を考慮し、決定します。）
 - ※ 設置工事予定：年度内設置予定

[設置不可能]

- 電柱がない
- 対岸に設置済みのもの。（または、一連で対岸に設置されている）
- 共架できないもの。（設置を取り付けられないもの）
- 引込柱のもの。（私設電柱）
- 高圧電力のもの。（100V がとれないため）

[注意]

※ 新設要望箇所が、「民有地に設置されている電柱に設置する場合」または、「民有地に専用柱を新設して設置する場合」は、設置決定後に自治会において、書面にて土地の所有者の承諾を得ていただくことになります。

[防犯灯の修繕について]

令和3年からリース方式による防犯灯などの一斉 LED 化により、市による一元管理体制とし、防犯灯はすべて市役所 道路課 維持管理係で管理をしております。

また、球切れや故障時に迅速に対応するため、コールセンターを設置しております。

修繕については、『管理番号（B-〇〇〇〇）』と『不具合の状況』を、管理プレートに記載の電話番号、

【 0120-078-878 】まで、ご連絡お願いします。

～ 管理プレート～

《球切れ・修繕》

・管理番号（B-〇〇〇〇）

・不具合の状況

以上をお知らせください。



・問合せ先：白井市役所 道路課 管理用地係

・電話番号：047-492-1111